平成２３年３月号

社会保険労務士

ＡＬＬたま社労士事務所便り

連絡先：〒２７７－０８３２
柏市北柏３－５－４日暮ビル６Ｆ
電話　：04-7164-1283　ＦＡＸ　：　04-7164-1284
ｅ－ｍａｉｌ：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

社会保障・税の「共通番号制」開始に向けて

◆2015 年スタートの方針

政府の「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」は、国民一人ひとりに番号を配り、2015 年１月に利用を開始する基本方針を明らかにしました。

年金手帳や健康保険証などの機能を IC カード１枚にまとめて配布し、利便性を向上させるもので、秋の臨時国会での関連法案の提出を目指しています。

◆「共通番号制」導入でどうなる？

共通番号制導入に伴って配布される IC カードに、年金手帳、健康保険証などの機能を持たせることにより、個人にかかっている医療費などを国が一元的に把握することができます。政府は、自分の過去の医療費や年金給付などをインターネット上で確認できる「マイ・ポータル」の創設も検討しています。

共通番号制度導入により、金融資産や不動産取引などから発生する総合的な所得を国が把握しやすくなると思われます。

◆低所得者への新たな給付の検討

このような正確な所得把握を前提に議論されているのが、減税と現金給付を組み合わせることにより低所得者を支援する「給付付き減税控除」です。これは、減税の恩恵が十分に行き渡らない低所得者に現金を給付する仕組みであり、消費税増税における低所得者対策の一環として位置付けられているようです。

経済界などでは、「消費税増税の環境整備になる」などとして、正確な所得把握に繋がる番号制導入に前向きな声も多いようです。

◆プライバシーへの配慮は不可欠

ただ、国が所得を正確に把握するためには、金融機関などにも番号活用を義務付ける必要があり、それにより民間にも事務コストが発生する可能性があります。企業にも、従業員の給与等を管理している社内の番号を納税者番号に結び付けるシステム構築などが求められる可能性もあり、負担がないわけではありません。

また、番号を利用する範囲が広がれば、取り扱う個人のプライバシー情報も増えるため、情報流出の危険性も広がります。共通番号を利用する範囲や番号の目的外利用を防ぐ仕組みについて、今後さらに議論を重ねることが必要でしょう。

職種による平均年収の違いは？

◆約３万 5,000 人を調査

総合人材サービス会社の株式会社インテリジェンスから、「職種別平均年収 2010-2011 年版」が昨年末に発表されました。

これは、同社が運営する「DODA 転職支援サービス」に登録(2009 年８月から 2010

年７月末まで）した転職希望者のうち、25～39 歳の約３万 5,000 人、59 職種の給与データを集計したもので、非常に参考となるデータとなっています。

◆６割以上の職種で平均年収が減少

全職種の平均年収は 450 万円（前年比６万円減少）であり、３年連続で前年を下回りましました。職種別でも、「59 職種」のうち「36 職種」で減少しています。

職種別の平均年収ランキングのベストテンは、次の通りとなっています。

（１）「投資銀行業務」…891 万円

（２）「ファンドマネジャー・アナリスト・ディーラー」…654 万円

（３）「コンサルタント」…607 万円

（４）「経営企画・事業企画・新規事業開発」…607 万円

（５）「IT コンサルタント」…599 万円

（６）「MR」…599 万円

（７）「プロダクトマネジャー」…597 万円

（８）「法人営業（メガバンク・地方銀行・証券）」…576 万円

（９）「プロパティマネジャー・不動産専門職」…543 万円

（10）「セールスエンジニア・FAE」…542 万円

◆「企画・事務職」部門の平均年収は？

なお、「企画・事務職」部門については、上位から、「知財・特許」506 万円、「マーケティング・商品開発」498 万円、「法務」493 万円、「財務」488 万円、「広報」472 万円、「経理」445 万円、「人事」443 万円、「購買・物流・貿易」425 万円、「総務・庶務」410 万円、「秘書」409 万円、「事務・オフィスワーク」311 万円となっています。

３月の税務と労務の手続［提出先・納付先］

10 日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞［労働基準監督署］

15 日

○ 個人の青色申告の承認申請書の提出＜新規適用のもの＞［税務署］

○ 個人の道府県民税および市町村民税の申告［市区町村］

○ 個人事業税の申告［税務署］

○ 贈与税の申告期限＜昨年度分＞［税務署］

○ 所得税の確定申告書の提出［税務署］

○ 確定申告税額の延期の届出書の提出［税務署］

31 日

○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］

○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出［年金事務所］

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］